

自動車運転代行業者へのお願い

下記の変更届出事由が発生した場合は、当該事由発生日から**10日**(届出書に戸籍の謄本若しくは抄本又は登記事項証明書を添付すべき場合にあつては**20日**)以内に、主たる営業所の所在地を管轄する警察署へ変更届出を行う義務があります。

もし、変更届出義務を怠った場合には、公安委員会による行政処分や刑事罰を受けることがありますので、ご注意ください。

変更届出事由とは

【略称】

法:自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
(平成13年法律第57号)
施行令:自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令
(平成14年政令第26号)

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 主たる営業所その他営業所の名称及び所在地
- ③ 法第12条に規定する措置(損害賠償措置)
- ④ 安全運転管理者等の氏名及び住所
- ⑤ 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
- ⑥ 随伴用自動車に関する事項であつて施行令で定めるもの(自動車登録番号若しくは車両番号又は標識の番号)

※ 注意

- 上記①の事由が発生した場合、認定証の書き換えが必要となるため、変更届出書には、書き換え手数料2,100円の福井県収入証紙の貼付をお願いします。
- 個人から別個人、個人から法人、法人から個人、又は法人から別法人へ変更となる場合は変更届出でなく、新たに認定申請が必要となりますので、事前にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

- 主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通課
又は
- 福井県警察本部交通企画課企画指導係
電話 0776-22-2880(内線5023・5024)